

一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会（英文名 UTSUNOMIYA CONVENTION & VISITORS BUREAU 略称 UCVB）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、宇都宮市及び栃木県内に有する自然環境及び文化的、社会的、経済的特性を活かし、観光とM I C Eの振興を図り、地域の総合的な発展を図る中核的観光振興組織として、交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び受入
- (2) M I C Eの誘致及び開催支援
- (3) 観光イベントの実施及び支援
- (4) 観光・M I C E都市宇都宮の広報・宣伝
- (5) 観光及びM I C Eの調査、企画及び開発
- (6) 観光及びM I C Eに関する情報の収集及び提供
- (7) 観光及びM I C Eに関する関係事業者等との連携
- (8) 観光及びM I C Eに関わる人材の育成及び啓発
- (9) おもてなし事業の推進
- (10) フィルムコミッション事業の推進
- (11) 宇都宮市観光案内所の運営
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書により申込みをし、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、総会で別に定める基準により、入会の可否を決定し、本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会終了後定められた期日までに、総会で別に定める会費を毎年度納入しなければならない。ただし、新規加入の場合は、入会と同時に納入するものとする。

2 既納の会費は、返納しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき
- (4) この法人が解散したとき

(権利の喪失)

第11条 前3条に該当する者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他この法人の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 総会

(種類)

第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、一般法人法上の定時社員総会とし、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の3分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の2週間前までに招集通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第20条 総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち会長を1名、副会長を3名以内、常務理事を3名以内とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の常務理事のうち常勤の理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事及び監事を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法人税法及び関係法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

5 会長及び常勤の理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等に関する規程に従って支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任は、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 専門委員会及び部会

(専門委員会)

第37条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るために必要と認めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、理事会の同意を得て、役員、正会員及び賛助会員の中から会長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、学識経験のある者の中から会長がこれを委嘱することができる。

3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(部会)

第38条 会長は、会員相互の連携の強化及び事業の拡充を図るために必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、通常総会の終結後遅延なく、公告しなければならない。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 3 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 4 4 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 4 5 条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 4 6 条 この法人の公告は、電子公告による方法により行う。

第 1 0 章 事務局

(設置等)

第 4 7 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 1 章 附則

(最初の事業年度)

第 4 8 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時理事及び監事)

第 4 9 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事	藤井昌一	酒井典久	福田治雄	吉田元	小関裕之	笹野賢治
	鈴木孝美	舟本肇	北上和博	中村英二	関本純一	濱田隆也
	齋藤高藏	阿部徳	石下光良	檜山昌彦	岸本卓也	鈴木峰雄
	黒内和男	小林博文	永吉準	清水和幸	黒本淳之介	池羽満
	三代浩嗣					

設立時代表理事 藤井昌一
設立時監事 東 智徳 今井キヨ

(設立時社員の氏名、住所)

第50条 この法人の設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所 栃木県宇都宮市桜4丁目20番3号

氏名 藤井昌一

住所 栃木県宇都宮市泉町1番22号

氏名 福田治雄

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年3月25日

設立時社員 藤井昌一

設立時社員 福田治雄

